

野々市市監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 6 日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦
野々市市監査委員 中 村 義 彦

1 定期監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 5 月 30 日
- (2) 措置を講じた部局等 教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 3 月 17 日（野々市市監査公表第 2 号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
支出事務 切手の保管金額が出納簿と常に一致するように適正を期す必要がある。令和 4 年度にも記帳の誤りを確認したため口頭指導しているが、今年度においても保管金額が帳簿と一致しない例あった。市財務規則第 228 条による金券類受払簿により、教育総務課が定期的に確認することが必要だと考える。	各学校における切手の適正管理の徹底について、共同学校事務室連絡会等にて引き続き指導していくとともに、定期的に金券類受払簿等の確認を実施します。
財産管理事務 昨年度にも意見したが、備品の管理について適正を期す必要がある。備品の登録を学校に依頼する場合、納品前に担当職員だけではなく教育総務課内で情報共有し、市が定める大分類・中部類の番号を付した上で依頼する運用が必要である。また、市財務規則第 228 条により、教育総務課が定期的に確認することが必要である。学校に、誤った取得価格を案内した例、登録依頼を失念・遅延していた例があった。必要な決裁を経ずに学校が処分した備品があり、教育総務課は当該物品を備品だとも認識していない事例があった。また、学校が未だに大分類から登録番号まで誤った番号を付す例があり、また、以前から口頭指導を重ねた備品の分類は、市財務規則別表第 6 を改正し、会計事務説明会資料に規定し直されたが、主に共同学校事務室による備品台帳の分類の設定誤りが原因であるため一致しておらず、現状は、適切に管理されているとは認められない。学校と連携を密にして改善に取り組んで欲しい。	教育総務課で購入した学校備品の台帳登録については、登録依頼内容を課内で情報共有したうえで学校に依頼するとともに、教育委員会と学校との共有ファイル上で運用することで教育総務課が登録内容を確認できるように改めます。 また、備品の分類の設定誤りが起きないように備品台帳ファイルを改修し、適切な備品管理に取り組みます。
支出事務 市の予算を執行する場合は、教育総務課に指導する機会があるため、起案は慎重に確認していただきたい。支出負担行為伺の起案に決裁印がないにもかかわらず、負担行為通知書及び支出命令書を作成して支出した事例があった。また、保管する起案文書に記載された事業者と見積書を徴して契約した事業者の名称が誤っている事例があった。	予算を執行する際の起案文書について、契約内容等に誤りがないか慎重に確認するよう課員に周知し、再発防止に努めます。